

比較表

資料 1

	パターン 1	パターン 2	パターン 3
形態	常任委員会(閉会中の継続調査が可能) 分科会の設置あり 議長、監査委員を除く全議員で構成	常任委員会(閉会中の継続調査が可能) 分科会の設置なし 定数(8~10人)は委員会条例で規定	特別委員会(付託事件審査終了後に消滅) 分科会の設置なし 定数(8人)
所管	予算、決算に関する全ての議案 予算に関連する議案	予算、決算に関する全ての議案 予算に関連する議案	一般会計の予算及び決算
審査方法	全体会(分科会付託)→分科会(審査)→全体会(採決) 所属する分科会の所管のみ詳細審査	他の常任委員会と同じ 委員が議案全体を把握して審査	現行どおり 委員が議案全体を把握して審査
全体会	分科会ごとに議案範囲の仕分けをし、分科会に付託 分科会長の報告を受けて討論採決		
分科会	審査はするが、分科会として可否は出さない 分科会長は審査経過を全体会に報告 議員間討議が有効		
特徴	専門的な審査が可能 複数の委員会に所属	現行の特別委員会より付託議案が増える 一部の議員が複数の委員会に所属	
設備面	広い会場確保、録音設備の設置方法		
条例等	委員会条例、会議規則の改正	委員会条例の改正	
その他	常任委員会の設置数及び委員数の検討要	常任委員会の設置数及び委員数の検討要	

メモ：平成28年第1回定例会から第4回定例会まで 議案80件(予算(補正を含む)・決算議案34件、その他議案46件)

# 長久手市議会予算決算常任委員会の流れ(案)

(委員:議長及び監査委員を除く16人の議員で構成)

パターン 1

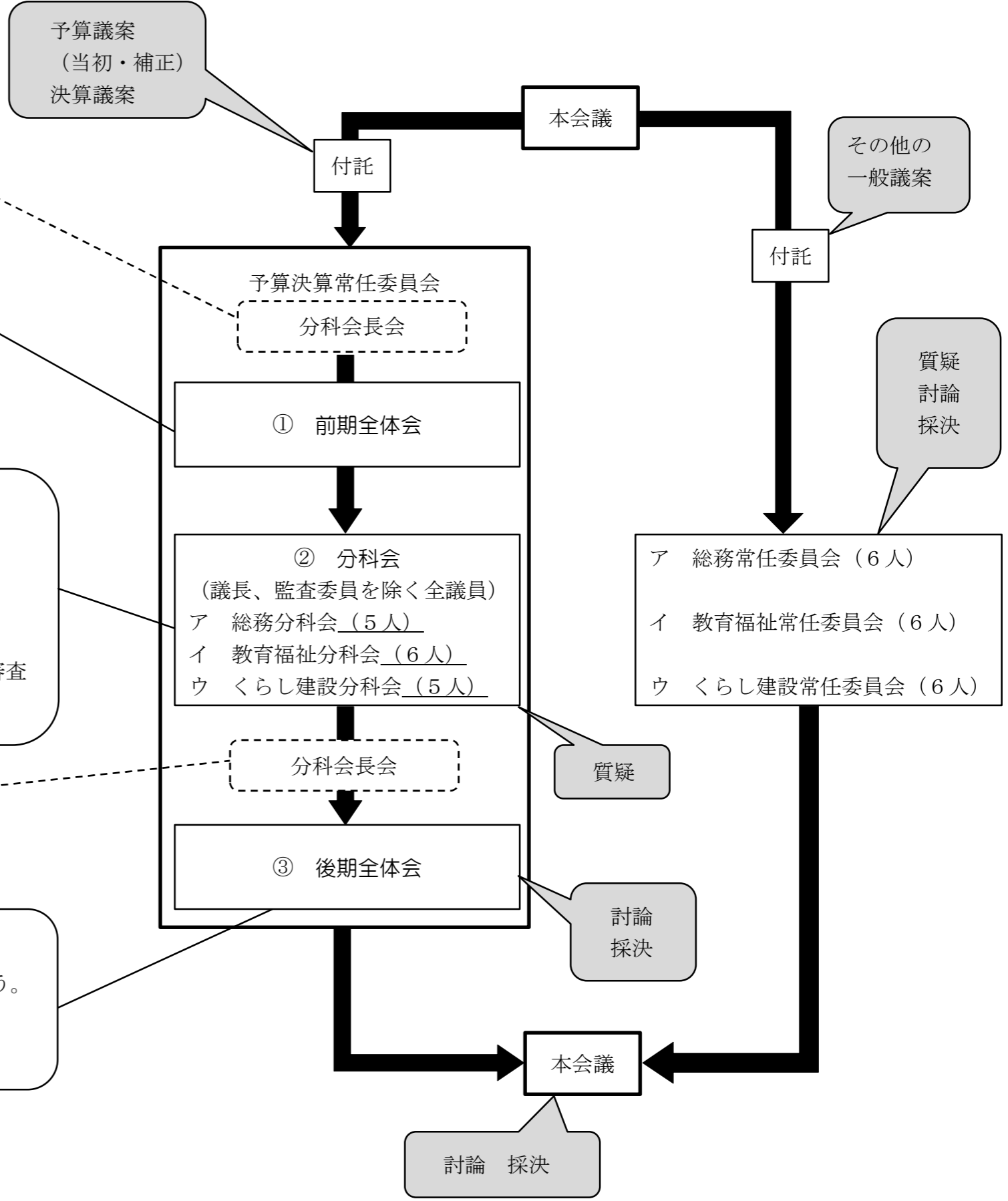
- 1 出席者は、議長、予算決算正副委員長、分科会長
- 2 分科会に付託する議案等の協議

- 1 委員長には副議長、副委員長には議会運営委員会委員長
- 2 全体会は議場において開催
- 3 委員長は議長席、他の議員は自席(監査委員を除く)
- 4 議長は地方自治法第105条の規定に基づき出席可能
- 5 執行部の出席は求めない。(説明及び質疑は行わない。)
- 6 付託議案を担当する分科会に送付

- 1 分科会の委員は、所管別常任委員会に対応する分科会に所属
- 2 分科会の会長及び副会長は、所管別常任委員会の委員長及び副委員長
- 3 分科会は所管別常任委員会を開催する会場とする。
- 4 分科会では、説明員(執行部)から説明を受け質疑を行う。討論採決は行わない。
- 5 一般会計は部局別に、特別(企業)会計は各会計ごとに審査
- 6 新年度予算、補正予算及び決算議案がある場合は、決算議案、補正予算、新年度予算の順に審査
- 7 予算関連議案は原則、予算議案と合わせて審査

- 1 後期全体会の運営の協議

- 1 執行部の出席を求める。(市長又は副市長)
- 2 新年度予算、補正予算及び決算議案がある場合は、決算議案、補正予算、新年度予算の順に行う。
- 3 討論は、委員長の指名により自席で行い、採決は各議案ごと自席にて挙手で行う。
- 4 修正議案が提出された場合、提案者は提案説明、質疑を答弁席で行う。



本会議

付託

予算議案  
(当初・補正)  
決算議案

その他の  
一般議案

付託

質疑  
討論  
採決

予算決算常任委員会

分科会長会

① 前期全体会

② 分科会  
(議長、監査委員を除く全議員)

ア 総務分科会 (5人)

イ 教育福祉分科会 (6人)

ウ 暮らし建設分科会 (5人)

分科会長会

③ 後期全体会

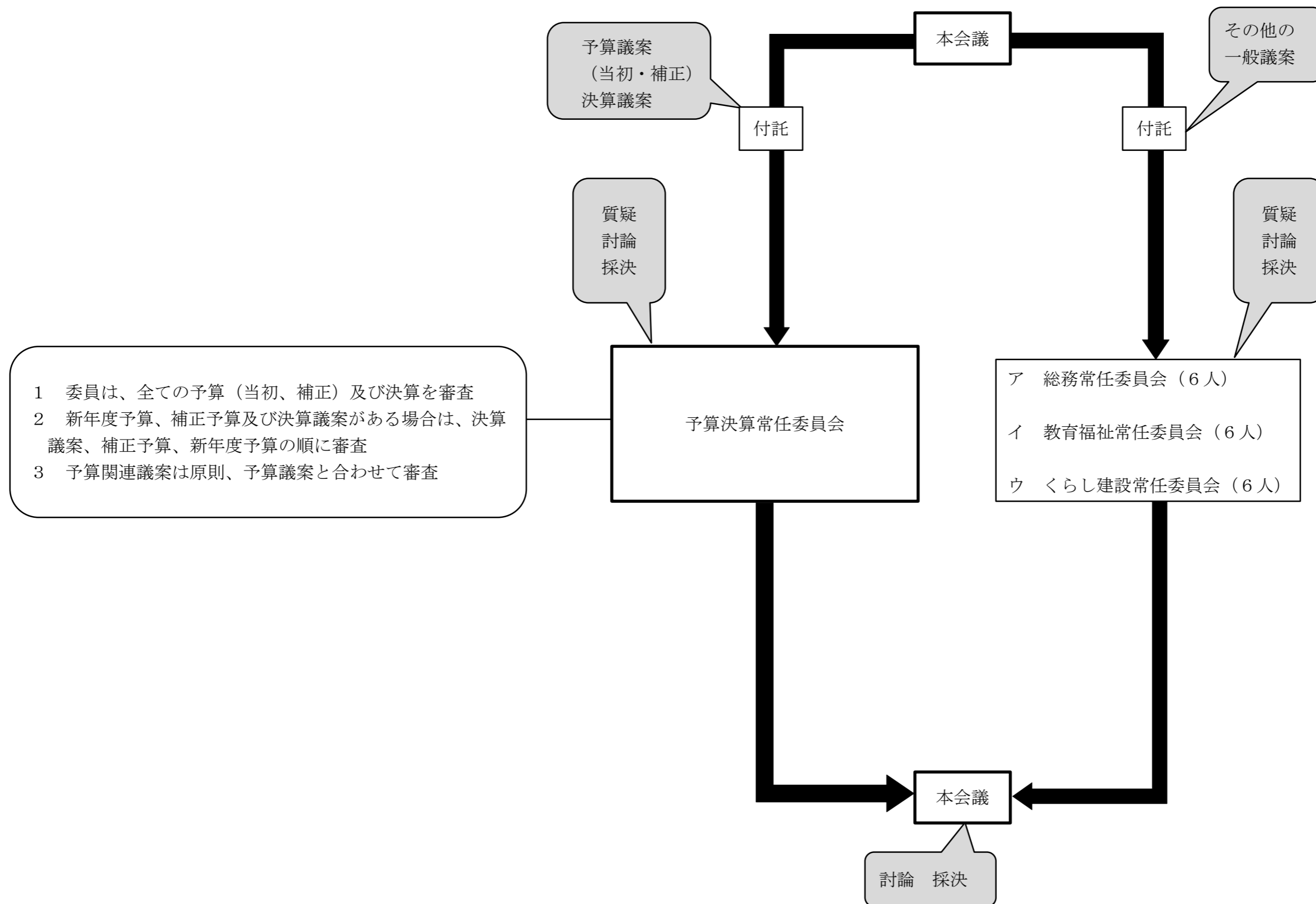
- ア 総務常任委員会 (6人)
- イ 教育福祉常任委員会 (6人)
- ウ 暮らし建設常任委員会 (6人)

質疑

討論  
採決

本会議

討論 採決



定例会会期日程(案) パターン1				定例会会期日程(案) パターン2			
月	日付	曜日	会期30日間	月	日付	曜日	会期30日間
	1	土			1	土	
	2	日			2	日	
	3	月	10:00 正副二役打合せ		3	月	10:00 正副二役打合せ
	4	火	10:00 議会運営委員会		4	火	10:00 議会運営委員会
	5	水	10:00 議案説明会		5	水	10:00 議案説明会
	6	木			6	木	
	7	金			7	金	
	8	土			8	土	
	9	日			9	日	
	10	月	通告受付		10	月	通告受付
	11	火	通告締切		11	火	通告締切
	12	水			12	水	
	13	木	10:00 議会運営委員会		13	木	10:00 議会運営委員会
	14	金			14	金	
	15	土			15	土	
	16	日			16	日	
	17	月			17	月	
	18	火	10:00 開会日		18	火	10:00 開会日
	19	水	10:00 質疑・委員会付託 終了後 分科会会長 及び予算決算委員会前期全体会		19	水	10:00 質疑・委員会付託
	20	木	休会日		20	木	休会日
	21	金	9:30 一般質問		21	金	9:30 一般質問
	22	土			22	土	
	23	日			23	日	
	24	月	9:30 一般質問		24	月	9:30 一般質問
	25	火	9:30 一般質問		25	火	9:30 一般質問
	26	水	予備日		26	水	予備日
	27	木	総務常任委員会 総務分科会		27	木	休会日
	28	金	予備日		28	金	10:00 予算決算委員会
	29	土			29	土	
	30	日			30	日	
	1	月	教育福祉常任委員会 教育福祉分科会		1	月	10:00 予算決算委員会
	2	火	予備日		2	火	10:00 予算決算委員会
	3	水	休会日		3	水	予備日
	4	木	くらし建設常任委員会 くらし建設分科会		4	木	休会日
	5	金	予備日		5	金	10:00 常任委員会
	6	土			6	土	
	7	日			7	日	
	8	月	分科会長会		8	月	10:00 常任委員会
	9	火	休会日		9	火	10:00 常任委員会
	10	水	10:00 予算決算委員会後期全体会		10	水	予備日
	11	木	休会日		11	木	休会日
	12	金	10:00 議会運営委員会		12	金	10:00 議会運営委員会
	13	土			13	土	
	14	日			14	日	
	15	月	休会日		15	月	休会日
	16	火	休会日		16	火	休会日
	17	水	10:00 閉会日		17	水	10:00 閉会日
	18	木			18	木	
	19	金			19	金	
	20	土			20	土	
	21	日			21	日	